

# 廃プラスチックの輸出に係る バーゼル法該非判断基準について

- 1. 該非判断を行う対象**
- 2. 該非判断基準策定に当たって  
勘案すべき点（案）**
- 3. 該非判断基準（案）**

# 1. 該非判断を行う対象

2. 該非判断基準策定に当たって  
勘案すべき点（案）

3. 該非判断基準（案）



# バーゼル条約附属書の構成と該非判断の対象

- 改正附属書において、廃プラスチックは附属書Ⅱ (Y48)、附属書Ⅷ(A3210)、附属書Ⅸ(B3011)の3区分に分類される。
- 附属書Ⅱ (Y48) は、全ての廃プラスチックから、附属書Ⅷ (A3210) と附属書Ⅸ (B3011) に該当する廃プラスチックを除いたものという構成。具体的な定義は附属書Ⅷと附属書Ⅸに規定されている。
- 附属書Ⅷ (A3210) については、「附属書Ⅲの特性を示す程度に、附属書Ⅰに規定する成分を含み、又は当該成分により汚染されたプラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含む。）」とされており、対象となる廃プラスチックが明らかであることから、該非判断基準は策定しない。
- 附属書Ⅸ (B3011) については、具体的にどのような廃プラスチックが該当するかは、各条約締約国の条文の解釈によるため、国内における判断基準が必要。

## ＜バーゼル条約附属書の構成＞

<p>附属書Ⅸ (B3011) 省令別表第四</p> <p><u>規制対象外</u></p> <p>＜非有害かつ特別の考慮が必要ない廃プラスチック＞</p>	<p>附属書Ⅱ (Y48) 法第2条</p> <p><u>規制対象</u></p> <p>＜特別の考慮が必要な廃プラスチック＞</p>	<p>附属書Ⅷ (A3210) 省令別表第三</p> <p><u>規制対象</u></p> <p>＜有害な廃プラスチック＞</p>
--	---	---

判断基準必要



# 該非判断基準策定の焦点

- **本判断基準において、規制対象外である附属書IX（B3011）に該当する廃プラスチックである、「環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの」を明らかにすることで、規制対象である附属書II（Y48）との境界線を明らかにする。**

＜附属書II（Y48）、附属書VIII（A3210）及び附属書IX（B3011）の概要＞（詳細は参考資料2を参照）

**附属書II Y48 プラスチックの廃棄物**（当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。）

- この条約の第一条1(a)に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物（A3210）
- プラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（B3011）
- ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（B3011）

**附属書VIII A3210 附属書IIIの特性を示す程度に、附属書Iに規定する成分を含み、又は当該成分により汚染されたプラスチックの廃棄物**（当該廃棄物の混合物を含む。）

**附属書IX B3011 プラスチックの廃棄物**

- 次に掲げるプラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの（中略）
- ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの

1. 該非判断を行う対象

**2. 該非判断基準策定に当たって  
勘案すべき点（案）**

3. 該非判断基準（案）



# 該非判断基準策定に当たって勘案すべき点

## (1) 輸入国における環境汚染の防止と適正なリサイクルの推進

- ① 輸入国における環境汚染の防止
- ② 過去の廃ペットボトルに係る輸出条件との整合
- ③ 国内のリサイクルペットボトルの品質目標との整合

## (2) 廃プラスチック輸出の円滑な運用の確保

- ① 各国の輸入規制強化への対応及びシップバックの防止
- ② 税関における水際対策の実効性の確保



# (1) 輸入国における環境汚染の防止と適正なリサイクルの推進

## ① 輸入国における環境汚染の防止

- 途上国に輸出された廃プラスチックのリサイクル過程において、洗浄時の排水による水質汚濁等が引き起こされる可能性が指摘されている。
- また、プラスチック以外の異物が混入していた場合に、選別後の残さが不法投棄されるおそれもある。
- このような処理がされる可能性がある廃プラスチックについては、バーゼル法の規制対象であることを明確化し、途上国における環境の汚染を防止する必要がある。

<リサイクル施設から放流される未処理の排水>



<リサイクルに適さない廃プラスチックの投棄>







# (1) 輸入国における環境汚染の防止と適正なリサイクルの推進

## ②過去の廃ペットボトルに係る輸出条件との整合

- 環境省及び経済産業省では、2012年7月に廃ペットボトルの不適正な輸出の防止のための通知を発出しており、その中で適正な廃ペットボトルの輸出の条件について記載している。
- 廃ペットボトルの判断基準を定める際には、この内容との整合について考慮する必要がある。

<2012年7月26日付「廃PETボトルの不適切な輸出の防止について（再徹底のためのお知らせ）」（抜粋）>

- 生ごみ等の分別されていない家庭ごみが少量でも混入していないこと
- 再生利用ができるような分別、洗浄、裁断等が行われていること
- 分別については、PET及びキャップ、フィルム以外のものが混入しないこと
- 洗浄については、目視で内容物が確認できない状態であること
- 裁断についての大きさは問わないこと

[https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/10/pdf/re\\_exp\\_pet.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/pdf/re_exp_pet.pdf)



# (1) 輸入国における環境汚染の防止と適正なリサイクルの推進

## ③国内のリサイクルペットボトルの品質目標との整合

- （公財）日本容器包装リサイクル協会は、「令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン」において、国内のリサイクル業者が市町村から引き取るペットボトルの品質の目標を定めている。
- 廃ペットボトルの判断基準を定める際には、この国内のリサイクル規準との整合についても考慮する必要がある。

<令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（ペットボトルのリサイクルに関する項目抜粋）>

リサイクルに影響を与える項目	参考値
キャップ付きPETボトル	10%以下
容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
中身が残っているPETボトル	1%以下
テープや塗料が付着したPETボトル	なし
異物の入ったPETボトル	なし

[https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/gather/r02/07\\_.pdf](https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/gather/r02/07_.pdf)



## (2) 廃プラスチック輸出の円滑な運用の確保

### ① 各国の輸入規制強化への対応及びシップバックの防止

- 中国や東南アジア諸国において**廃プラスチックの輸入規制が強化**される傾向にある。多くの場合、**「汚れ」※、「異物の混入」、「素材の単一性」及び「加工の程度」**に関する基準を設けている。
  - 本輸入規制については、輸入国の国内法により措置されるものであり、バーゼル条約の規制対象と必ずしも整合するわけではないが、**本輸入規制基準を満たさずに日本から輸出した場合、輸入国からシップバックされる可能性**がある。**シップバックされた場合には、その費用は輸出者が負担**することとなる。
  - ついては、これらの国の輸入規制基準と乖離が出ないように、バーゼル法の規制対象の該非判断基準を定め、シップバックを防止する必要がある。
- ※「汚れ」の他に、再生ペレットの色や形状等を規定したり（中国）、再生資源として直接利用される物の輸入のみに限定する（ベトナム、インドネシア、タイ）場合もある。

〈シップバックの対象となった廃プラスチックの例〉





## (2) 廃プラスチック輸出の円滑な運用の確保 ②税関における水際対策の実効性の確保

- 水際対策を担う税関の職員等が、バーゼル法の該非について容易に判断でき、また、判断のばらつきが生じにくい基準とする必要がある。

<税関での確認の様子>



1. 該非判断を行う対象

2. 該非判断基準策定に当たって  
勘案すべき点（案）

**3. 該非判断基準（案）**



# 該非判断基準（案）

## （１）複数の廃プラスチック樹脂の混合がないもの

## （２）複数の廃プラスチック樹脂（PE、PP、PET）の混合物

### B3011 プラスチックの廃棄物

- 次に掲げるプラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの

主として一のハロゲン化されていない重合体（次の重合体を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物

ポリエチレン（PE）

ポリプロピレン（PP）

ポリスチレン（PS）

アクリロニトリルブタジエンスチレン（ABS）

ポリエチレンテレフタレート（PET）

ポリカーボネート（PC）

ポリエーテル

主として一の硬化した樹脂又は縮合物（次の樹脂を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物

尿素ホルムアルデヒド樹脂

フェノールホルムアルデヒド樹脂

メラミンホルムアルデヒド樹脂

エポキシ樹脂

アルキド樹脂

主として次の一のふっ化重合体から成るプラスチックの廃棄物（消費者によって捨てられた廃棄物を除く。）

パーフルオロエチレン-プロピレン（FEP）

パーフルオロアルコキシアルカン

テトラフルオロエチレン-パーフルオロアルキルビニルエーテル（PFA）

テトラフルオロエチレン-パーフルオロメチルビニルエーテル（MFA）

ふっ化ポリビニル（PVF）

ふっ化ポリビニリデン（PVDF）

- ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用することを目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まないもの



## (1) 複数の廃プラスチック樹脂の混合がないものの該非判断基準 (案)

- 複数の廃プラスチック樹脂の混合がないものの該非判断基準については、  
2. (1) ①及び(2)を勘案し、下記のA～Dの条件を全て満たすものとする。
- A、B、Cの条件については、「ほとんど汚染されておらず、及び他の種の廃棄物をほとんど含まないもの(当該廃棄物の混合物を除く)」との規定を、文言通りに解釈して必要となる要素であるため採用している。
- Dの条件については、当該条件を満たす廃プラスチックは輸入国において環境汚染を引き起こす可能性が低く、またシップバックの対象にもなりにくいと考えられるため、採用している。
- なお、水際対策の実効性を勘案し、A～Dの条件を満たすことが外見から確認できない場合は、規制対象外であるとは判断できない。

<バーゼル法の規制対象外となるための条件>

- |                            |
|----------------------------|
| A : 飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと  |
| B : 廃プラスチック以外の異物が混入していないこと |
| C : 単一の廃プラスチック樹脂で構成されていること |
| D : リサイクル材料として加工・調整されていること |



# 規制対象外となるものの具体例①、②

## ①ペレット状の廃プラスチック

## ②フレーク状又はフラフ状かつ無色透明又は単一色の廃プラスチック

- 一般的にペレット状、フレーク状、フラフ状の廃プラスチックは、その加工の過程で、洗浄・選別され、またリサイクル材料として調整されるため、A～Dの条件を全て満たす。
- ただし、①、②であっても、何らかの理由により汚れが付着していたり、異物が混入したりしていれば、当然ながら「規制対象外」とはならない。
- なお、②が無色透明または単一色に限定される理由は、フレーク状又はフラフ状のものに汚れが付着していたり、異物が混入したりしていた場合に外見から判断できるためである。

<①ペレット状の廃プラスチックの例>

<②フレーク状又はフラフ状かつ無色透明又は単一色の廃プラスチックの例>







## 規制対象外となるものの具体例③、④

### ③製品製造工程から排出されるシート状又はロール状の廃プラスチック

### ④インゴット状の発泡ポリスチレン（PS）

- ③は製品の製造工程で、余剰品や未利用品等として排出される廃プラスチックであり、汚れの付着や異物の混入等は起きにくく、また基本的に単一素材で構成されているため、リサイクル材料として調整されているものと同等ととらえることができるため、A～Dの条件を全て満たす。
- ④はその減容の過程で、汚れや異物が除去され、また、基本的に単一素材で構成されているため、リサイクル材料として調整されているものと同等ととらえることができるため、A～Dの条件を全て満たす。
- ただし、③、④であっても、何らかの理由により汚れが付着していたり、異物が混入したりしていれば、当然ながら「規制対象外」とはならない。

<③シート状又はロール状の廃プラスチックの例>

<④インゴット状の発泡ポリスチレン（PS）>





# 規制対象となるものの具体例

## ボール状のプラスチック

- 一般的にボール状の廃プラスチックは、その圧縮・結束の過程で異物の混合や複数のプラスチック樹脂の混合が起きやすく、また、リサイクル材料として調整されているとも考えにくいことから、A～Dの条件を全て満たすとは言えない。
- なお、仮にA～Dの条件を全て満たす内容物であったとしても、その外見からA～Dの条件を全て満たすことが確認できないため、やはり「規制対象」となる。

<ボール状のプラスチックの例>





# 廃プラスチックの由来別の該非判断の例

- 代表的な廃プラスチックである、産業廃棄物由来及び家電由来の廃プラスチックについては、規制対象範囲を以下の写真のとおり示す。

規制対象外

規制対象

産業由来廃プラスチック



家電由来廃プラスチック





## (2) 複数の廃プラスチック樹脂 (PE、PP、PET) の混合物の判断基準 (案)

- ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン (PP) 又はポリエチレンテレフタレート (PET) から成るプラスチックの廃棄物の混合物は、ペットボトルのラベル (PE)、キャップ (PP)、ボトル (PET) の混合物を想定した規定となっている。
- 廃ペットボトルの判断基準であることから、2. (1) ②、③及び(2)を勘案し、判断基準としては、下記のA～Cの条件を全て満たすものとする。
- なお、水際対策の実効性を勘案し、A～Cの条件を満たすことが外見から確認できない場合は、規制対象外であるとは判断できない。

<バーゼル法の規制対象外となるための条件>

- A : 分別され、ラベル (PE)、キャップ (PP)、ボトル (PET) 以外のプラスチック樹脂や異物を含まないこと
- B : 洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと
- C : 裁断され、フレーク状になっていること



# 廃ペットボトルの該非判断の例

- 廃ペットボトルの規制対象範囲を以下の写真のとおり示す。
- 無色透明又は単一色でないペットボトルの混合物やベール状に圧縮・結束したペットボトルの混合物については、A～Cの条件を全て満たす内容物であったとしても、その外見からA～Cの条件を全て満たすことが確認できないため、「規制対象」となる。

規制対象外

規制対象

